

浜田市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市規則第 24 号

浜田市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）及び浜田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年浜田市条例第31号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、法第34条の15第2項に規定する乳児等通園支援事業に関する認可及び同条第7項に規定する乳児等通園支援事業の廃止又は休止の承認に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法、省令及び条例で使用する用語の例による。

(認可の申請)

第3条 省令第36条の36第1項の規定による乳児等通園支援事業に関する認可の申請は、乳児等通園支援事業認可申請書（様式第1号）により行うものとする。

(認可等の通知)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、法第34条の15第5項の規定により認可の可否を決定し、認可をしたときは乳児等通園支援事業認可通知書（様式第2号）により、認可をしないときは乳児等通園支援事業不認可通知書（様式第3号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

(乳児等通園支援事業の認可内容の変更)

第5条 省令第36条の36第3項又は第4項の規定による乳児等通園支援事業に関する認可の変更に係る届出は、乳児等通園支援事業認可事項変更届（様式第4号）により行うものとする。

(乳児等通園支援事業の廃止又は休止)

第6条 省令第36条の37第1項の規定による乳児等通園支援事業に関する廃止又は休止に係る申請は、乳児等通園支援事業廃止（休止）申請書（様式第5号）により行うものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、地域の保育の実情を勘案し、承認の可否を決定し、承認をしたときは乳児等通園支援事業廃止（休止）承認通知書（様式第6号）により、承認をしないときは乳児等通園支援事業廃

止（休止）不承認通知書（様式第7号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

（その他）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

浜田市長 様

申請者 所在地
名 称
代表者氏名
※ 署名又は記名押印

乳児等通園支援事業認可申請書

乳児等通園支援事業の認可を受けたいので、下記のとおり児童福祉法施行規則第 36 条の 36 第 1 項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の種類
乳児等通園支援事業（ 一般型 余裕活用型 ）
- 2 乳児等通園支援事業の事業所の名称
- 3 乳児等通園支援事業の事業所の所在地
- 4 事業開始の予定年月日
- 5 添付書類
 - (1) 建物その他設備の規模及び構造がわかる書類並びにその図面
 - (2) 事業の運営についての重要事項に関する規程
 - (3) 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴がわかる書類
 - (4) 収支予算書
 - (5) その他

様式第 2 号（第 4 条関係）

指 令 番 号
年 月 日

様

浜田市長

印

乳児等通園支援事業認可通知書

年 月 日付けで申請のありました乳児等通園支援事業の認可については、下記のとおり児童福祉法第 34 条の 15 第 5 項の規定により認可します。

記

- 1 乳児等通園支援事業の事業所の名称
- 2 事業の種類
乳児等通園支援事業（ 一般型 余裕活用型 ）
- 3 乳児等通園支援事業の事業所の所在地
- 4 設置年月日

様

浜田市長

印

乳児等通園支援事業不認可通知書

年 月 日付けで申請のありました乳児等通園支援事業の認可については、下記のとおり不認可としたので、児童福祉法第 34 条の 15 第 6 項の規定により通知します。

記

理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、浜田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、浜田市を被告として（訴訟において浜田市を代表する者は浜田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前項の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 4 号（第 5 条関係）

年 月 日

浜田市長 様

届出者 所在地

名 称

代表者氏名

※ 署名又は記名押印

乳児等通園支援事業認可事項変更届

年 月 日付けで認可を受けた乳児等通園支援事業の認可事項について、下記のとおり変更した（する）ので、児童福祉法施行規則第 36 条の 36 第 3 項（第 4 項）の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 乳児等通園支援事業の事業所の名称
- 2 乳児等通園支援事業の事業所の所在地
- 3 変更の内容
- 4 変更の理由
- 5 変更（予定）年月日

様式第 5 号（第 6 条関係）

年 月 日

浜田市長 様

申請者 所在地
名 称
代表者氏名
※ 署名又は記名押印

乳児等通園支援事業廃止（休止）申請書

年 月 日付けで認可を受けた乳児等通園支援事業を廃止（休止）したいので、下記のとおり児童福祉法施行規則第 36 条の 37 第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 乳児等通園支援事業の事業所の名称
- 2 乳児等通園支援事業の事業所の所在地
- 3 廃止（休止）の理由
- 4 現に保育を受けている児童に対する措置
- 5 廃止予定日（休止予定期間）
- 6 財産の処分（廃止の場合に限る。）
- 7 添付書類
理事会の議事録

様式第 6 号（第 6 条関係）

指 令 番 号
年 月 日

様

浜田市長

印

乳児等通園支援事業廃止（休止）承認通知書

年 月 日付けで申請のありました乳児等通園支援事業の廃止（休止）については、下記のとおり承認したので、浜田市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則第 6 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 乳児等通園支援事業の事業所の名称
- 2 事業の種類
乳児等通園支援事業（ 一般型 余裕活用型 ）
- 3 乳児等通園支援事業の事業所の所在地
- 4 廃止日（休止期間）

指 令 番 号
年 月 日

様

浜田市長

印

乳児等通園支援事業廃止（休止）不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました乳児等通園支援事業の廃止（休止）については、下記のとおり不承認としたので、浜田市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則第6条第2項の規定により通知します。

記

理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、浜田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、浜田市を被告として（訴訟において浜田市を代表する者は浜田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前項の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。